

# 財務調査がなぜ必要なのか？

岡山県上海事務所

近年、日系企業による中国内資企業に対する財務調査等に関する問い合わせが増えております。財務調査等の目的は、例えば企業買収等の意思決定を行うに当たり、財務等に関する事項について、対象会社に問題点がないかを把握するために行います。問題点が発見されれば、企業にとって、企業買収等をするかどうかの意思決定に重要な影響を及ぼす可能性があるため、非常に重要な手続きです。そこで今回は、財務調査時に見られる問題点の例をいくつかご紹介します。

項 目		内 容
全 般	財務会計制度	財務会計制度が存在しない、若しくは更新されていない。
	コンプライアンス	売上・売上原価の意図的な操作、架空従業員への給与支払、増値税・個人所得税の過少申告、二重帳簿等。
資 産 ・ 負 債	資産評価の妥当性	棚卸資産の評価、債権の回収可能性、固定資産の減損の処理が不十分。
	在庫、固定資産の保管状況	管理台帳と財務帳簿の不一致、預け在庫に関する管理の方針が不十分もしくは管理状況が不明確である。棚卸差異分析が行われていない。倉庫において保税品と非保税品の区分管理がなされていない。
	その他資産	仮払金、未入金等に不明瞭な残高があり、長期間動きがない。
	仕入債務、その他負債	暫定で計上した仕入債務、その他負債が計上されたままで動きがない。
	簿外債務の検討	従業員の残業代、各種社会保険の過少納付、計上すべき見積負債、偶発債務等が未計上となっている。
損 益	収益と売上原価の認識	発生主義ではなく現金主義（発票主義）になっているケースがある。収益と売上原価が対応していない（期ずれとなっている）。
	原価計算	原価計算方法が不明確である（例：原価計算の範囲、払い出し単価の計算等）
会 計 そ の 他	税効果	税効果会計の適用に必要な将来の事業計画がない、若しくは策定していても合理性がないケースがある（例：楽観的な販売計画・利益計画等）。
税 金	過少申告	増値税の過少申告目的のために発票を多く発行してもらい、経費の計上科目と証憑の内容が異なる、売上を計上しないといったケースや印紙税の過少納付がある。

その他	関係者との取引	関係者間取引の経済合理性が存在しない、販売価格の操作により非関係者との取引価格と比べて合理的な理由が見当たらない。
-----	---------	---

上記項目の調査の他、CF分析や事業計画分析等を併せて実施することにより、対象会社の実態をより適切に把握することができ、その後の買収価格や条件の決定等に有効な情報を取得することができます。